

「空き店舗等活用支援事業補助金」を活用した出店募集

問合先 商工観光課商工業振興グループ ☎ 84-5049

対象となる事業者(次のすべてに該当)

- ▷ 空き店舗や空き家を改装して出店する個人や法人
- ▷ 亀山商工会議所からの推薦を受けたもの
- ▷ 2年以上継続して事業を実施する見込みがあるもの

対象となる空き店舗等(次のすべてに該当)

- ▷ 指定区域(亀山市立地適正化計画に位置付ける居住誘導区域)内にある店舗など
- ▷ 対象業種…小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉事業など
- ▷ 6カ月以上、店舗や住居として使用していないこと
- ▷ 店舗面積が500㎡未満であること
- ▷ 週4日以上、かつ1日4時間以上営業すること
- ▷ 改装などは、市内業者で行うこと
- ▷ 令和9年3月末日までに工事が完了し、開業ができること

対象となる経費

改装費(内外装工事費、建物附属設備工事費、看板設置工事費)、賃借料

補助金額

対象となる経費の1/2の額以内(上限100万円)
※申請書の提出時点で、補助金の交付対象者(法人の場合はその代表者)が女性または満35歳未満の場合は上限150万円

募集期間 4月1日(水)～5月8日(金)

※申請書は、商工観光課商工業振興グループ(本庁2階)でお渡しします。また、市ホームページからもダウンロードできます。

